埼玉労働局

## Press Release

## 報道関係者各位

平成30年9月28日
【照会先】
埼玉労働局㕍用環境•均等室
雇用噮境改善•均等推進監理官 馬場 一明
雇用環境改善•均等推進情報官 大村 玲子
（代表電話）048（600） 6210

## 「全国ハラスメント賣滅キャラバン」実施

## ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

## ～平成30年10月1日（月）～平成30年12月28日（金）～

関連事業「女性活跬のための傦き方改革推隼セミナー」

## 10月31日（水）大宮ソニックシティにて開霊


#### Abstract

埼玉労働局（局長 木塚 欽也）では，職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠•出産•育児休業等に関するハラスメントの防止の必要性及び法令に基づき必要となる取組 について理解を深め，また企業のパワーハラスメントのない職場づくりに向けた取組を促進するため，「全国ハラスメント撲滅キャラバン」（※）の一環として，「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設するほか，事業主，人事労務担当者などを対象としたセミナーを開催します（資料1，2）。

県内における妊娠•出産•育児休業等に関する不利益取扱いやハラスメント関係の相談 の割合は依然として高くなっています（資料3）。不利益取扱いやハラスメントに関する相談等について，特別相談として集中的に広報を実施することにより，ハラスメント等の未然防止と労働者や事業主の皆様からの相談窓口の利用を促すことといたします。 ※厚生労働省では，「全国ハラスメント撲滅キャラバン」と銘打ち，全国の都道府県労働局において，職場におけるハラ スメント対策について事業主等を対象とした説明会を実施するほか，労働者や企業の担当者からの相談に対応する「八 ラスメント対応特別相談窓口」を開設しています。


## 1 ハラスメント対応特別相談窓口

期 間 平成 30 年 10 月 1 日（月）$\sim 12$ 月 28 日（金）
相談窓口 埼玉労働局雇用環境•均等室 電話 $048-600-6210$ （さいたま市中央区新都心 1 1－2ランド・アクシス・タワー16階）
受付時間 8 時 30 分～17時00分 ※土日祝日を除く

## 2 女性活躍のための働き方改革推進セミナー

日 時 平成 30 年 10 月 31 日（水） 14 時 00 分～ 16 時 30 分
会 場 ソニックシティビル 4 階 市民ホール
内 容 講演，事例発表，説明（働き方改革関連法，ハラスメント対策，女性活躍推進状況調查結果）

〈添付資料〉
資料1 ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！
資料2 女性活躍のための働き方改革推進セミナー
資料3 雇用環境•均等室における相談状況（平成 29 年度）
資料4 職場でつらい思いしていませんか？

## 働く人も，企業の担当者も，ご相談ください！

たとえば・••
働く人
セクハラについて社内の相談窓口に相談したら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から
「あなたが早く帰るせいで， まわりは迷惑している。」と何度も言われ，精神的に非常に苦痛を感じている。

長時間にわたって，繰り返し執拗 に叱られてつらい。

## セクシュアルノラスメント（セクハラ） とは

職場において，性的な冗談やからかい，食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い，身体への不必要な接触など，意に反する性的な言動が行われ，拒否したことで不利益 を受けたり，職場の環境が不快なものとな ることをいいます。

## 企業の担当者



## パワーノラスメント（パワノラ）とは

同じ職場で働く者に対して，職務上の地位や人間関係などの職場內での優位性を背景に，業務の適正な範囲を超えて，精神的•身体的苦痛を与えられたり，職場環境を悪化させられる行為をいいます。

##  

妊娠•出産したこと，育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として，事業主が行う解雇，減給，降格，不利益な配置転換，契約を更新しない（契約社員の場合）といつ た行為を「不利益取扱い」といいます。

また，妊娠•出産したこと，育児や介護のための制度を利用したこと等に関して，上司•同僚が就業環境を害する言動を行うことを「八ラスメント」といいます。

## このほか



## 匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

 まずは相談してください！！相談は無料です！Q．どのような相談ができますか？


A．職場でのセクシュアルハラスメントや，上司•同僚からの妊娠•出産•育児休業•介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてご相談いただけます。職場でのパ ワーハラスメントについてもご相談いただけます。

## Q．女性しか相談できませんか？

A．男性もご相談いただけます。また，労働者，事業主どちらからのご相談も受け付けます。
Q．妊娠したら退職を強要されました。相談したら，労働局ではなにをするのですか？
A．相談者のご希望や状況を踏まえ，会社に事実確認を行い，その状況に応じて会社に働き かけを行います。相談者の了解なしに，会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は，労働局長による援助や調停会議による調停などを行つています。

埼玉労働局 八ラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8 時30分～17時00分（閉庁時刻17時15分）＊土日祝日を除く ※時間をかけて，丁寧にご相談に対応しています。
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。
電話番号 048－600－6210
住 所 さいたま市中央区新都心11－2ラクド・アクシス・タフ－16階埼玉労働局 雇用環境•均等室


# 女性活嚁のための偏き方改革推進セミナ 

平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」及び平成 29 年 3 月 28 日に働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」において，働き方改革及び女性の活躍推進は我が国の成長戦略として重要な課題とされているところです。また，本年 6 月 29 日には「働き方改革関連法」が成立いたしました。本セミナーでは，女性の活躍推進や働き方改革への取組みの参考にしていただくよう，講演や事例発表を行いま すので，ぜひ，ご参加ください。

開催日時 平成30年10月31日（水）14：00～16：30
会 場 ソニックシティビル4階 市民ホール
（さいたま市大宮区桜木町1－7ー5）
対 象 者 経営者，人事担当役員，人事労務担当者等
内 容
○ 講 演
「女性活躍から始まる働き方改革
～いまこそ人材確保，生産性•収益アップの仕組みづくりを！」

## 講師 油并 笠江氏

一般社団法人日本ダイバーシティ・マネジメント推進機構専務理事株式会社 ゆいアソシエイツ 代表取締役

○ 事例発表「我が社の女性活躍推進への取組みについて」
前澤工業株式会社
○ 埼玉労働局からの説明

- 働き方改革関連法の内容について
- 女性活躍推進状況調査結果
- ハラスメント対策

申 込 先 埼玉労働局雇用環境•均等室 FAX 048－600－6230
申込方法 裏面申込書によりFAX 等でお申し込みください（参加費無料）。
※定員（150人）になり次第締め切ります。

## 【問い合わせ先】

埼玉労働局雇用環境•均等室 TEL 048－600－6210
（一社）埼玉県経営者協会 TEL 048－647－4100


【主 催】 埼玉労働局 一般社団法人埼玉県経営者協会

油井 文江（ゆい ふみえ）氏プロフィール
女性のビジネス支援，また企業のワーク・ライフ・バランスや働き方改革，ダイバーシティの推進に カを入れている。中小企業診断士，ダイバーシティ・シニアコンサルタント。日本女子大学，女子栄養大学他講師。経産省，厚労省の各種委員を歴任，現在内閣府地域働き方改革支援チ一ム構成員など。

## 案 内 図

※公共交通機関を御利用ください

（きりとり線）
埼玉労働局雇用環境•均等室 あて
（FAX 048－600－6230）

## 女性活躍のための働き方改革推進セミナー（10／31）参加申込書

※ 1 社あたりの参加人数に制限はありません！（なお，お申込み多数の場合は調整させていただくことがあります。）
（ふりがな）
貴社名

## 電話番号

| お役職名 |  |
| :--- | :--- |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

※ 御記入いただいた個人情報につきましては，厳密に管理し，出席の確認以外には使用いたしません。
※ 定員（150人）を超えた場合には，当室から連絡させていただきます。

## 雇用環境•均等室における相談状況（平成29年度）

## 男女雇用機会均等法関係相談内容別内訳



育児•介護休業法関係相談内容別内訳


民事上の個別労働紛争相談内容別内


# ひとりで悩まないで まずは相談して <br> 腤場の 

 ください

ハラスメントの解決を労動局が おき伀いします

## 職場でのあらゆるハラスメントは許されません！

## セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において，性的な冗談やからかい，食事やデートへの執拗な誘い，身体への不必要な接触など，意に反する性的な言動が行われ，拒否したことで不利益を受けたり，職場の環境が不快なものとなる ことをいいます。

## パワーハラスメント（パワハラ）とむ

同じ職場で働く者に対して，職務上の地位や人間関係などの職場內での優位性を背景に，業務の適正な範囲を超えて，精神的•身体的苦痛を与えられたり，職場環境を悪化させられる行為をいいます。

ポータルサイト「あかるい職場応援団」 （P3 参照）


## －「職場内での優位性」とは

職務上の地位の優位性だけでなく，先輩•後輩の間や同僚間での人間関係，専門知識•経験の有無などによる，さまざまな優位性が含まれます。

## －「業務の適正な範囲」とは

業務上の必要な指示や注意•指導を不満に感じたりする場合でも，業務上の適正な範囲で行われている場合は，パワーハラスメントに はあたりません。
例えば，上司は自らの職位•職能に応じて権限を発揮し，業務上 の指揮監督や教育指導を行い，上司としての役割を遂行することが求められます。職場のパワーハラスメント対策は，そのような上司 の適正な指導を妨げるものではなく，各職場で，何が業務の適正な範囲で，何がそうでないのか，その範囲を明確にすることによって，適正な指導をサポートするものでなければなりません。



妊娠•出産したこと，育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として，事業主が行う解雇，減給，降格，不利益な配置転換，契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱 い」といいます。

また，妊娠•出産したこと，育児や介護のための制度を利用したこと等に関して，上司•同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

## 罭沓におけるセクシュアルハラスメントとは

## 男女雇用機会均等法では，

職場において，労働者の意に反する性的な言動が行われ，

それを拒否したことで解雇，降格，減給などの不利益を受けること

職場の環境が不快なものとなったため，労働者が就業する上で見過ごすことが できない程度の支障が生じること

を「職場におけるセクシャルハラスメント」 といいます。

## 職場とは，〈例えば…〉

- ふだん動いている場所で．．．出張先で…
- 取引先の事務所で… 顧客の自宅で
- 取材先で… 業務で使用する車中で…
- アフターファイブの宴会も（業務の延長と考えられるもの）…


## 【対価型セクシュアルハラスメント】

〈例えば…〉
■出張中の車内で，上司が女性の部下の腰や胸にさわった が，抵抗されたため，その部下に不利益な配置転換をした。
■事務所内で，社長がも頃から社員の性的な話題を公然と発言していたが，抗議されたため，その社員を解雇した。

## ［環境型セクシュアルハラスメント】

〈例えば…〉
－勤務先の廊下やエレベーター内などで，上司が女性の部下の腰などにたびたびさわるので，部下が苦痛に感じて，就業意欲が低下している。
－同僚が社内や取引先などに対して性的な内容の噂を流し たため，仕事が手につかない。

> 職場におけるセクシュアルハラスメントは, 男性も女性も, 加害者にも被害者にもなり得る問題です。異性に対するもだけではなく, 同性に対するものも該当します。
> また, 職場におけるセクシュアルハラスメントは, 相手の性的指向 (Sexual Orientation) (*1) または性自認(Gender Identity) (*2) にかかわらず, 該当することがあり得ます。
> 「ホモ」「オカマ」「レズ」などを含む言動は, セクシュアルハラスメントの背景にもなり得ます。
> また, 性的性質を有する言動はセクシュアルハラスメントに該当します。
> 性的指向や性自認への理解を深め, 差別的言動や嫌がらせが起こらないようにすること性別に関する自己意識
> $\begin{aligned} & \text { (1) }) ~\end{aligned}$ の恋愛•性愛がいずれの性別を対象とするか $\quad$ (※2)

## ご存じですか？職場のセクシュアルハラスメント対策は事業主の義務です！

男女雇用機会均等法において，事業主には次のことが義務付けられています。
1 事業主の方針の明確化及びその周知•啓発
セクハラの内容，「セクハラが起きてはならない」旨を就業規則等の規定や文書等に記載して周知•啓発する
2 相談（苦情を含む）に応じ，適切に対応するために必要な体制の整備
セクハラの被害を受けた者や目撃した者などが相談しやすい相談窓口（相談担当者）を社内に設ける 3 職場におけるセクシュアルハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応など

セクハラの相談があったとき，すみやかに事実確認し，被害者への配慮，行為者への処分等の措置を行い，改めて職場全体に対して再発防止のための措置を行う
4 併せて講ずべき措置
相談者•行為者等のプライバシ一保護のための措置を講じ，相談したこと，事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め，周知•啓発する ※これらの措置は，業種•規模に関わらずすべての事業主に義務付けられています。
－男性がセクシュアルハラスメントの被害者となることもあります。「男ならこれくらい我慢 しなければ｢男がセクハラの相談なんて恥ずかしい」と思わずにお気軽に相談してください。
「勤務先に相談しても対応してくれない」「どこに相談したらいいかわからない」など， お困りのときはすぐに都道府県労働局にご相談ください！

## 瞕場におけるパワーノラスメントとは

我慢していませんか？それはパワハラ（注）かもしれません
（注）職務上の地位や人間関係などの瞕場内での優位性を背景に，業務の適正な範囲を超えて，精神的•身体的苦痛を与えられ たり，職場環境を悪化させられる行為。


## 〈例えば…〉

$\square$ 理由もなく他の社員との接触や協力依頼を禁じられた
$\square$ 先輩•上司に挨拶しても，無視され，挨拶してくれない
$\square$ 根拠のない悪い噂を流され，会話してくれない

〈例えば…〉
$\square$ 終業間際なのに，過大な仕事を毎回押しつけられる
$\square 1$ 人ではできない量の仕事を押しつけられる
$\square$ 達成不可能な営業ノルマを常に与えられる


あなたの職場では，以下のような取組が，しっかりとなされていますか？

## 社内のパワハラ対策の取組 厚生労働省「パワーハラスメント対策導入マニュアル」より

| ア 防 するために | ① トップのメッセージの発信 <br> （2）社内ルールの決定 |
| :---: | :---: |
|  |  |
|  | （3）アンケートによる実態把握 |
|  | （4）教育•研修 |
|  | （5）社内での周知•啓発 |

解履（1）相談窓 $\square$ の設置
するために
（2）再発防止
－職場におけるパワーハラスメントについては，ポータルサイト「あかるい職場応援団」 （http：／／www．no－pawahara．mhlw．go．jp／）も参考にしてください。
パワハラに関するお悩みは，総合労働相談コーナーにご相談ください！

## －事業主からの不利益取扱い

「産休•育休は認めない」と言われた。

妊娠を報告したら
「退職してもらう」 と言われた。切迫流産で入院したら「もうこなくていいから退職届を書け」と言われた。


妊娠•出産•育児休業•介護休業などを理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律＊で禁止されています。
＊男女雇用機会均等法及び育児•介護休業法

例えばこんなことを理由として

- 妊娠した，出産した
- 妊婦健診のため，仕事を休んだ
- つわりや切迫流産で仕事を休んだ
- 産前•産後休業をとった
- 育児休業•介護休業をとった など


## こんな取扱いを受けたら法違反です

- 解雇された
- 契約が更新されなかった
- パートになれと強要された
- 減給された
- 普通ありえないような配置転換をされた など
－妊娠•出産をしながら働く女性のためのさまざまな制度があります。
（母子健康手帳でも紹介されていますので，ぜひ読んでみてください）
パート，派遣，契約社員など雇用期間の定めがある方（有期契約の方）も産休が取得できます。 また，一定の範囲の方は，育児休業や介護休業も取得できます。
－育児や介護のためのさまざまな制度は，男性も利用することができます。
$\rightarrow$ 『男が育児休業なんてとるのか。人事考課で減点する。』などと言われ，制度を利用させてもらえなかった。
といったことはありませんか？あきらめずに都道府県労働局に相談してください！

上司•同僚からのハラスメント


## 事業主は，法律＊に基づき妊娠•出産，育児休業，介護休業等に関する

## 上司•同憭からの職場でのハラスメント の防止措置を講じなければなりません。

## 指針では，下記の 2 つの型が示されています。

## 1．制度等 の利用への嫌がらせ型

- 制度等の利用を理由に解雇や不利益取扱いを示唆する言動
- 制度等の利用を阻害する言動
- 制度等の利用を理由に嫌がらせ等をする言動

※制度等とは，以下のものをいいます。

男女雇用機会均等法が対象とする制度等
（1）産前休業
（2）妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置
（母性健康管理措置）
（3）軽易な業務への転換
（4）変形労働時間制での法定労働時間を超える労働時間 の制限，時間外労働及び休日労働の制限並びに深夜業の制限
（5）育児時間
⑥坑内業務の就業制限及び危険有害業務の就業制限

育児•介護休業法が対象とする制度等
（1）育児休業
（2）介護休業
（3）子の看護休暇
（4）介護休暇
（5）所定外労働の制限
（6）時間外労働の制限
（7）深夜業の制限
⑧育児のための所定労働時間の短縮措置
（9）始業時刻変更等の措置
（10介護のための所定労働時間の短縮等の措置

## 2．状態への嫌がらせ型

- 妊娠•出産等を理由に解雇その他不利益取扱いを示唆する言動
- 妊娠•出産等を理由に嫌がらせ等をする言動

〈例えば…〉
－先輩が「就職したばかりのくせに妊娠して，産休•育休をとろうなんて図々しい」と何度も言 い，就業意欲が低下している。

## 

## 平成 29 年 1 月 1 日から事業主には次のことが義務付けられています。

1 事業主の方針の明確化及びその周知•啓発
①妊娠•出産•育児休業•介護休業等に関するハラスメントの内容，②妊娠，出産等に関する否定的な言動が職場における妊娠，出産等に関するハラスメントの発生の原因や背景となり得るこ と，③ 「ハラスメントがあってはならない」旨の事業主方針，（4）妊娠•出産に関する制度，育児休業•介護休業等の制度が利用できる旨を就業規則等の規定や文書等に記載して周知•啓発する
2 相談（苦情を含む）に応じ，適切に対応するために必要な体制の整備
被害を受けた者や目撃した者などが相談しやすい相談窓口（相談担当者）を社内に設ける
3 職場における妊娠•出産•育児休業等に関するハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応 ハラスメントの相談があったとき，すみやかに事実確認し，被害者への配慮，行為者への処分等 の措置を行い，改めて職場全体に対して再発防止のための措置を行う
4 職場における妊娠•出産•育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置妊娠•出産，育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するため，業務体制の整備など，事業主や妊娠等した労働者やその他の労働者の実情に応じ必要な措置を講じる
5 併せて講ずべき措置
相談者•行為者等のプライバシ一保護のための措置を講じ，相談したこと，事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め，周知•啓発する
※これらの措置は，業種•規模に関わらずすべての事業主に義務付けられます。

## 

－どんな制度や措置が利用できるのか，まずは自分で確認してみましょう。
例えば，「産休と育休の違い」や，「産前休業は働く人の請求による休業，産後休業は必ず取得しなければならない休業であること」はご存じですか？パートやアルバイトといった非正規雇用で勤務する皆さんも，産休は取得できますし，条件によっては育休も取得できます。育児 や介護のための制度は男女とも利用できます。
制度や措置の利用については，勤務先の就業規則に規定がない（就業規則を見たことがない）， これまで利用した人がいないといった場合でも，法律を根拠に請求できます。
自分がどのような制度や措置を利用できるのかわからない場合には，都道府県労働局雇用環境•均等部（室）までお問い合わせください。 $\rightarrow$ P8 参照
－どのような制度を利用したいのか，明確に伝えましょう。
特に，妊娠中の体調不良などは個人差がありますので，自分の状況を伝えないまま，上司等に一方的な配慮を求めても，うまく伝わりません。「医師から○○という指導が出ている」，「妊娠中は $\triangle$ －を持ち上げる仕事が難しい」などと具体的に伝え，制度や措置の利用を求めるようにしましょう。
産休や育休を取得するのかあいまいなまま休業に入ると，復帰の段階になって事業主とトラ ブルになる可能性があります。休業開始曰や終了曰などを明確に伝え，休業等を取得するよう にしましょう。
－制度を利用することは権利として認められていますが…
妊娠•出産，育児や介護のためのさまざまな制度は，要件を満たせば制度等を利用する権利 が法的に認められています。ただ，休業や短時間勤務をすることにより，上司や同僚の仕事に も影響を及ぼす場合があることも忘れてはなりません。日頃から自分の状況等を知らせるなど上司や同僚とコミュニケーションを図り，感謝の気持ちを忘れず，あなたの妊娠•出産•育児•介護を応援してくれる仲間を増やしていくことも大切です。

## はっきりと意思を伝えましょう

ハラスメントは，受け流しているだけで は状況は改善されません。「やめてくださ い」「私はイヤです」と，あなたの意思を伝えましょう。
黙って我慢していると事態をさらに悪化 させてしまうことがあります。問題を解決 していくことが，同じように悩んでいる他 の人を救うことにもつながります。

## 会社の窓口に相談しましょう

ハラスメントは，個人の問題ではなく会社の問題です。会社の人事労務などの相談担当者や信頼できる上司に相談しましょ う。労働組合に相談する方法もあります。社内に相談相手がいないときも，ひとり で悩まずに，都道府県労働局※など外部の機関に相談しましょう。※P8参照

## 厚生労働省のむ二ムページなとからもパシフレット等の ダウジ回二ドができます

－職場でのセクシュアルハラスメントでお悩みの方へ
厚生労働省トップページ＞政策について＞分野別の政策 一覧＞雇用•労働＞雇用均等＞
職場でのセクシュアルハラスメントでお悩みの方へ
http：／／www．mhlw．go．jp／stf／seisakunitsuite／bunya／koyou＿roudou／koyoukintou／seisaku06／index．html
ああるい職場応援団
職場でのセクシュアルハラスメント
検索
パワハラ対策についての総合情報サイト「あかるい職場応援団」
http：／／no－pawahara．mhlw．go．jp／
－「妊娠したから解雇」は違法です！
あかるい職場応援団
検索
厚生労動省トップページ＞政策について＞分野別の政策一覧＞雇用•労働＞雇用均等＞
雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために〉「娃娠したから解雇」は違法です！
http：／／www．mhlw．go．jp／stf／seisakunitsuite／bunya／0000088308．html
妊娠したから解雇
検索


匿名でも大丈夫。
プライバシーは厳守します。
まずは相談してください！！
相談は無料です！


1．会社に対し，法律や制度の説明をします。
2．その内容に応じて会社に事実確認を行し，会社に働きかけを行うなど，丁寧な対応に努めます。 3．会社との間に紛争が生じている場合は，助言，調停など解決のための援助を行います。
大あなたの了承を得ずに，会社にあなたの情報を提供することはありません。

## お問い合わせ先

－セクシュアルハラスメント
－妊娠•出産•育児休業•介護休業等に関するハラスメント
に関するご相談は，お近くの都道府県労働局雇用環境•均等部（室）へ
［開庁時間 8 時 30 分～17時15分（土•曰•祝曰•年末年始を除く）］

## －パワーハラスメントに関するご相談は，お近くの総合労働相談コーナーヘ

※総合労働相談コーナーは下記以外にも都道府県内に数力所設置しています。最寄りの施設は厚生労働省ホームページ（http：／／ www．mhlw．go．jp／general／seido／chihou／kaiketu／soudan．html）で検索してください。受付時間は労働局によって異なります。

| 北海道労働局 | 雇用環境•均等部 | 011－709－2715 | 滋賀労働局 | 雇用環境•均等室 | 077－523－1190 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （総合労働相談コーナー） | 011－707－2700 |  | （総合労働相談コーナー） | 077－522－6648 |
| 青森労働局 | 雇用環境•均等室 | 017－734－4211 | 京都労働局 | 雇用環境•均等室 | 075－241－3212 |
|  | （総合労働相談コーナ | 017－734－4211 |  | （総合労働相談コーナー） | 075－241－3221 |
| 岩手労働局 | 雇用環境•均等室 | 019－604－3010 | 大阪労働局 | 雇用環境•均等部 | 06－6941－8940 |
|  | （総合労働相談コーナ | 019－604－3002 |  | （総合労働相談コーナ | 06－7660－0072 |
| 宮城労働局 | 雇用環境•均等室 | 022－299－8844 | 兵庫労働局 | 雇用環境•均等部 | 078－367－0820 |
|  | （総合労働相談コー | 022－299－8834 |  | （総合労働相談コ一 | 078－367－0850 |
| 秋田労働局 | 雇用環境•均等室 | 018－862－6684 | 奈良労働局 | 雇用環境•均等室 | 0742－32－0210 |
|  | （総合労働相談コーナー） | 018－862－6684 |  | （総合労働相談コ一 | 0742－32－0202 |
| 山形労働局 | 雇用環境•均等室 | 023－624－8228 | 和歌山労働局 | 雇用環境•均等室 | 073－488－1170 |
|  | （総合労働相談コーナー） | 023－624－8226 |  | （総合労働相談コ一 | 073－488－1020 |
| 福島労働局 | 雇用環境•均等室 | 024－536－4609 | 鳥取労働局 | 雇用環境•均等室 | 0857－29－1709 |
|  | （総合労働相談コーナー） | 024－536－4600 |  | （総合労働相談コ一 | 0857－22－7000 |
| 茨城労働局 | 雇用環境•均等室 | 029－277－8295 | 島根労働局 | 雇用環境•均等室 | 852－31－1161 |
|  | （総合労働相談コーナー） | 029－277－8295 |  | （総合労働相談コ一 | 852－20－7009 |
| 栃木労働局 | 雇用環境•均等室 | 028－633－2795 | 岡山労働局 | 雇用環境•均等室 | 86－225－2017 |
|  | （総合労働相談コーナー） | 028－634－9112 |  | （総合労働相談コ一 | 86－225－2017 |
| 群馬労働局 | 雇用環境•均等室 | 027－896－4739 | 広島労働局 | 雇用環境•均等室 | 82－221－9247 |
|  | （総合労働相談コーナー） | 027－896－4677 |  | （総合労働相談コーナー） | 82－221－9296 |
| 埼玉労働局 | 雇用環境•均等室 | 048－600－6210 | 山口労働局 | 雇用環境•均等室 | 83－995－0390 |
|  | （総合労働相談コーナー） | 048－600－6262 |  | （総合労働相談コーナー） | 083－995－0398 |
| 千葉労働局 | 雇用環境•均等室 | 043－221－2307 | 徳島労働局 | 雇用環境•均等室 | 088－652－2718 |
|  | （総合労働相談コーナー） | 043－221－2303 |  | （総合労働相談コ一 | 088－652－9142 |
| 東京労働局 | 雇用環境•均等部 | 03－3512－1611 | 香川労働局 | 雇用環境•均等室 | 087－811－8924 |
|  | （総合労働相談コーナー） | 03－3512－1608 |  | （総合労働相談コ一 | 087－811－8924 |
| 神奈川労働局 | 雇用環境•均等部 | 045－211－7380 | 愛媛労働局 | 雇用環境•均等室 | 089－935－5222 |
|  | （総合労働相談コーナー） | 045－211－7358 |  | （総合労働相談コ一 | 089－935－5208 |
| 新潟労働局 | 雇用環境•均等室 | 025－288－3511 | 高知労働局 | 雇用環境•均等室 | 088－885－6041 |
|  | （総合労働相談コーナー） | 025－288－3501 |  | （総合労働相談コ一 | 088－885－6027 |
| 富山労働局 | 雇用環境•均等室 | 076－432－2740 | 福岡労働局 | 雇用環境•均等部 | 092－411－4894 |
|  | （総合労働相談コーナー） | 076－432－2740 |  | （総合労働相談コーナ | 092－411－4764 |
| 石川労働局 | 雇用環境•均等室 | 076－265－4429 | 佐賀労働局 | 雇用環境•均等室 | 0952－32－7167 |
|  | （総合労働相談コーナー） | 076－265－4432 |  | （総合労働相談コ一ナ | 0952－32－7167 |
| 福井労働局 | 雇用環境•均等室 | 0776－22－3947 | 長崎労働局 | 雇用環境•均等室 | 095－801－0050 |
|  | （総合労働相談コーナー） | 0776－22－3363 |  | （総合労働相談コーナー） | 095－801－0023 |
| 山梨労働局 | 雇用環境•均等室 | 055－225－2851 | 熊本労働局 | 雇用環境•均等室 | 096－352－3865 |
|  | （総合労働相談コーナー） | 055－225－2851 |  | （総合労働相談コーナー） | 096－352－3865 |
| 長野労働局 | 雇用環境•均等室 | 026－227－0125 | 大分労働局 | 雇用環境•均等室 | 097－532－4025 |
|  | （総合労働相談コーナー） | 026－223－0551 |  | （総合労働相談コーナー） | 097－536－0110 |
| 岐阜労働局 | 雇用環境•均等室 | 058－245－1550 | 宮崎労働局 | 雇用環境•均等室 | 0985－38－8821 |
|  | （総合労働相談コーナー） | 058－245－8124 |  | （総合労働相談コーナー） | 0985－38－8821 |
| 静岡労働局 | 雇用環境•均等室 | 054－252－5310 | 鹿児島労働局 | 雇用環境•均等室 | 099－223－8239 |
|  | （総合労働相談コーナー） | 054－252－1212 |  | （総合労働相談コーナー） | 099－223－8239 |
| 愛知労働局 | 雇用環境•均等部 | 052－219－5509 | 沖縄労働局 | 雇用環境•均等室 | 098－868－4380 |
|  | （総合労働相談コーナー） | 052－972－0266 |  | （総合労働相談コーナー） | 098－868－6060 |
| 三重労働局 | 雇用環境•均等室 | 059－226－2318 |  |  |  |
|  | （総合労働相談コーナー） | 059－226－2110 |  |  |  |

平成 29 年 7 月作成 パンフレットNo． 11

